

河野順一の

2009年受験用

社労士過去問



河野順一〔著〕

〔追 録〕

本追録は、『力の3000題』2009年版が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成21年4月10日現在の法令に基づき執筆されております。

中央経済社

労働安全衛生法

結核健康診断（則46条）

一般健康診断のうち、結核健康診断が廃止された。（平成21年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>事業者は、第 43 条、第 44 条、第 45 条又は前条の健康診断(第 45 条第 1 項に規定する労働者以外の者に係る健康診断にあつては、その者が満 19 歳に達する日の属する年度以降の年度に行ったものに限る)の際結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね 6 月後に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>この場合において、第 2 号に掲げる項目については、医師が必要でないとき認めるときは、省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. エックス線直接撮影による検査及び喀痰かくたん検査2. 聴診、打診その他必要な検査	削除

労働者災害補償保険法

自動変更対象額（法8条、則9条）

平成20年度8月1日以後の自動変更対象額は、「4,060円」とされた。（平成20年8月1日施行）

自動変更対象額	4,060円
---------	--------

年齢階層別の最低限度額・最高限度額

平成20年8月1日から平成21年7月31日までの間において適用される最低限度額及び最高限度額が、下記のとおり告示された。（平成20年8月1日施行）

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,235円	13,374円
20歳以上 25歳未満	5,017円	13,374円
25歳以上 30歳未満	5,849円	13,594円
30歳以上 35歳未満	6,501円	16,542円
35歳以上 40歳未満	6,917円	19,695円
40歳以上 45歳未満	7,214円	23,132円
45歳以上 50歳未満	7,089円	24,571円
50歳以上 55歳未満	6,597円	24,826円
55歳以上 60歳未満	5,965円	23,402円
60歳以上 65歳未満	4,648円	20,748円
65歳以上 70歳未満	4,060円	15,224円
70歳以上	4,060円	13,374円

雇用保険法

雇用保険の適用範囲の拡大(行政手引 20368)

「短時間就労者」及び「登録型派遣労働者」の雇用保険の適用基準について、「1年以上の雇用見込み」を「6カ月以上の雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大することとされた。

(平成21年3月31日施行)

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1年以上</u>の雇用見込みがあること ・ 1週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>6か月以上</u>の雇用見込みがあること ・ 1週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上であること

特定理由離職者の創設(法 13 条他)

新たに、「特定理由離職者」を創設し、この者については、離職の日以前 1 年間に被保険者期間が通算して 6 カ月以上であれば、基本手当の受給資格を得ることとされた。(平成 21 年 3 月 31 日施行)

(1) 基本手当の受給資格(法 13 条 2 項、3 項)

改正前	改正後
<p><u>2 項</u></p> <p>特定受給資格者のいずれかに該当する者(法 13 条 1 項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く)については、離職の日以前 1 年間に被保険者期間が通算して 6 カ月以上であったときに、基本手当を支給する。</p>	<p><u>2 項</u></p> <p>特定理由離職者及び特定受給資格者のいずれかに該当する者(法 13 条 1 項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く)については、離職の日以前 1 年間に被保険者期間が通算して 6 カ月以上であったときに、基本手当を支給する。</p> <p><u>3 項</u></p> <p><u>2 項の特定理由離職者とは、離職した者のうち、特定受給資格者のいずれかに該当する者以外の者であって、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る)その他のやむを得ない理由により離職したものと</u>して厚生労働省令で定める者をいう。</p>

(2) 特定理由離職者の範囲（則 19 条の 2）

新設条項
法 13 条 3 項の厚生労働省令で定める者は、次のいずれかの理由により離職した者とする。 ①期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る） ②法 33 条 1 項の正当な理由

特定受給資格者の範囲の改正（則 35 条 7 号の 2）

受給資格に係る離職の日が平成 21 年 3 月 31 日以降の者については、労働契約期間が 1 年以上のもの、1 年以上引き続き同一の事業主の適用事業所に雇用されるに至った場合も対象になった。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

旧法	新法
期間の定めのある労働契約（ <u>当該期間が 1 年未満のものに限る</u> ）の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと（ <u>1 年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った場合を除く</u> ）。	期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと。

基本手当の支給に関する暫定措置（法附則 4 条）

受給資格に係る離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間である特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）については、当該受給資格者（一定の就職困難者を除く）を特定受給資格者とみなして、基本手当を支給することとされた。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

新設条項
特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）であって、受給資格に係る離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（一定の就職困難者を除く）を特定受給資格者とみなして、基本手当を支給する。

賃金日額算定特例の適用追加（法 17 条 3 項、平 21.3.31 厚労告 230 号）

「特定理由離職者」に該当する理由により離職した者についても、「育児・介護による休業・勤務時間短縮に係る賃金日額算定の特例」を適用することとされた。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

個別延長給付に関する暫定措置（法附則 5 条）

暫定措置により、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域をふまえ、特に再就職が困難な場合に支援の強化として、給付日数が延長されることになった。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

(1) 個別延長給付の対象者

新設条項
<p>受給資格に係る離職の日が平成 24 年 3 月 31 日以前である受給資格者【一定の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）である者及び特定受給資格者に限る】であって、次の①、②のいずれかに該当するものについては、受給期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る）について、所定給付日数【当該受給資格者が法 20 条 1 項（所定の受給期間）及び 2 項（定年退職者等の特例）の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。（2）においても同様）を超えて、基本手当を支給することができる。</p> <p>①次のいずれかに該当する者であって、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたもの</p> <p>(a)法 20 条 1 項 1 号に規定する基準日（基本手当の受給資格に係る離職日）において 45 歳未満である者</p> <p>(b)厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者</p> <p>②前記①に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者</p>

(2) 個別延長給付の日数

新設条項
<p>前記(1)の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、60 日（被保険者であった期間が通算して 20 年以上かつ所定給付日数が 270 日又は 330 日である受給資格者にあつては、30 日）を限度とするものとする。</p>

(3) 延長給付に関する調整

暫定措置により、個別延長給付が創設されたことに伴って、延長給付の優先順位が次のとおりとなった。

①個別延長給付 ②広域個別延長給付 ③全国延長給付 ④訓練延長給付

(4) 給付制限に関する規定

個別延長給付について、雇用保険法 29 条（延長給付としての基本手当）の規定による給付制限の規定が適用される。

受講手当の額に関する暫定措置（則附則 2 条）

平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合における当該期間内の受講手当の日額が、500 円から 700 円に増額された。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

旧法	新法
<p><u>受給資格に係る離職の日において 35 歳以上 60 歳未満であって法 22 条 3 項に規定する算定基礎期間が 3 年以上である特定受給資格者が平成 20 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合における則 57 条 2 項の規定(受講手当の日額)の適用については、同項中「500 円」とあるのは「700 円」とする。</u></p>	<p><u>受給資格者が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合における当該期間内の受講手当の日額に係る則 57 条 2 項の規定(受講手当の日額)の適用については、同項中「500 円」とあるのは「700 円」とする。</u></p>

再就職手当の支給要件の緩和と給付率の引き上げ（法 56 条の 2 第 1 項、法附則 9 条）

暫定措置により、再就職手当の受給要件が緩和され、再就職日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の「3 分の 1 以上」あれば支給対象とすることとされ、再就職手当の額が引き上げられた。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

旧	新
<p>法 56 条の 2 第 1 項 1 号ロに定める再就職手当の支給要件に該当する者(安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である者)に係る再就職手当の額は、基本手当日額に、支給残日数に相当する日数に <u>10 分の 3</u> を乗じて得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>法 56 条の 2 第 1 項 1 号ロに定める再就職手当の支給要件に該当する者(安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の <u>3 分の 1 以上</u>である者)に係る再就職手当の額は、次の(a)、(b)に定める額となる。</p> <p>(a) <u>支給残日数が所定給付日数の 3 分の 2 以上である場合</u> ⇒基本手当日額に、支給残日数に相当する日数に <u>10 分の 5</u> を乗じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(b) <u>支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上である場合</u> ⇒基本手当日額に、支給残日数に相当する日数に <u>10 分の 4</u> を乗じて得た数を乗じて得た額とする。</p>

常用就職支度手当の給付率引き上げ及び支給対象者の拡大（法 56 条の 2、則 82 条の 3 第 2 項、83 条の 2、法附則 9 条、則附則 3 条）

暫定措置により、常用就職支度手当の給付率が引き上げられ、また、40 歳未満の者についても支給対象となった。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

旧	新
<p>則 82 条の 3 第 2 項(対象者)</p> <p>法 56 条の 2 第 1 項第 2 号の身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>則 82 条の 3 第 2 項(対象者)</p> <p>法 56 条の 2 第 1 項第 2 号の身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものは、<u>安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、則 82 条の 3 第 1 項に規定する安定した職業に就いた日において 40 歳未満であるもののほか、</u>次のとおりとする。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>則 83 条の 2(給付率)</p> <p><u>10 分の 3(30%)</u></p>	<p>則 83 条の 2(給付率)</p> <p><u>10 分の 4(40%)</u></p>

移転費及び広域求職活動費

移転費と広域求職活動費について新たに航空賃が追加された。（平成 21 年 3 月 31 日施行）

(1) 移転費の種類及び計算（則 87 条 1 項、88 条 3 項）

旧法	新法
<p>則 87 条 1 項</p> <p>移転費は、鉄道賃、船賃、車賃、移転料及び着後手当とする。</p>	<p>則 87 条 1 項</p> <p>移転費は、鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>、車賃、移転料及び着後手当とする。</p> <p>則 88 条 3 項</p> <p><u>航空費は、現に支払った旅客運賃の額とする。</u></p>

(2) 広域求職活動費の種類及び計算（則 97 条 1 項、98 条 1 項）

旧法	新法
<p>則 97 条 1 項</p> <p>広域求職活動費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とする。</p> <p>則 98 条 1 項</p> <p>鉄道賃、船賃及び車賃の額は、それぞれ則 88 条 1 項から 3 項までの規定に準じて計算した額とする。</p>	<p>則 97 条 1 項</p> <p>広域求職活動費は、鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>、車賃及び宿泊料とする。</p> <p>則 98 条 1 項</p> <p>鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃の額は、それぞれ則 88 条 1 項から 4 項までの規定に準じて計算した額とする。</p>

自動変更対象額の変更(平 20. 7. 3 厚労告 366 号)

自動変更対象額、賃金日額及び基本手当日額の改定が行われた。(平成 20 年 8 月 1 日施行)

(1) 賃金日額の上限と下限

①上限額

離職日の年齢	上限額	基本手当日額
60 歳以上 65 歳未満	14,980 円	6,741 円
45 歳以上 60 歳未満	15,460 円	7,730 円
30 歳以上 45 歳未満	14,060 円	7,030 円
30 歳未満	12,660 円	6,330 円

②下限額(年齢問わず一律)

離職日の年齢	下限額	基本手当日額
一律	2,060 円	1,648 円

(2) 基本手当日額の算定

賃金日額(60 歳未満)	給付率	賃金日額(60 歳以上 65 歳未満)	給付率
2,060 円以上 4,060 円未満	80%	2,060 円以上 4,060 円未満	80%
4,060 円以上 11,750 円以下	80%~50%	4,060 円以上 10,530 円以下	80%~45%
11,750 円超	50%	10,530 円超	45%

基本手当の減額の規定に基づき、控除額を変更する件(平 20. 7. 3 厚労告 367 号)

受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の基礎となった日数分の基本手当については、その収入額に応じて算定されるが、この計算を行う場合に用いる控除額が変更された。(平成 20 年 8 月 1 日施行)

控除額	1,334 円
-----	---------

高年齢雇用継続給付の規定に基づき、支給限度額を変更する件(平 20. 7. 3 厚労告 368 号)

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の支給限度額の改定が行われた。(平成 20 年 8 月 1 日施行)

支給限度額	337,343 円
-------	-----------

労働保険徴収法

現物給与の評価額（法2条3項）

従来、厚生労働省令の規定により所轄労働基準監督所長又は所轄公共職業安定所長が定めるものとされていたものが、厚生労働大臣が定めることとされた。（平成21年4月1日施行）

改正前	改正後
賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、 <u>厚生労働省令</u> で定める。	賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、 <u>厚生労働大臣</u> が定める。

雇用保険率の改定（平21.3.31厚労告228号）

平成21年度限定で、失業等給付に係る雇用保険率が0.4%引き下げになった。（平成21年4月1日施行）

【平成21年度の雇用保険率】

事業の種類 ／ 保険率	雇用 保険率	労働者負担 （失業等給付 に係る 保険料率のみ）	事業主負担		
			合計	失業等給付に 係る保険料率	二事業に 係る保険料率
一般の事業	11/1,000	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000
農林水産・清酒製造業	13/1,000	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000
建設業	14/1,000	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000

※ただし、平成20年度の確定保険料は、旧雇用保険率によって申告・納付する。

〈参考〉平成20年度の雇用保険率

(1) 一般の事業 1,000分の15

※園芸サービスの事業、牛馬の育成、養鶏、酪農又は養豚の事業及び内水面養殖の事業も含む

(2) 農林水産・清酒製造業 1,000分の17

(3) 建設業 1,000分の18

労災保険率等の改定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して事業の種類ごとに決定されているが、今回の改正により、労災保険率が全般的に見直された。（平成21年4月1日施行）

(1) 労災保険率の改定（則別表 1）

事業の種類 種類の分類	事業の種類	労災保険率(1,000分の)	
		旧	新
林業	林業	60	60
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	41	32
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	41
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	87	87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	46	30
	原油又は天然ガス鉱業	6.5	6.5
	採石業	70	70
	その他の鉱業	28	24
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	118	103
	道路新設事業	21	15
	舗装工事業	14	11
	鉄道又は軌道新設事業	23	18
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	15	13
	既設建築物設備工事業	14	14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	14	9
	その他の建設事業	21	19
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	7.5	6.5
	たばこ等製造業	6.5	5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	5.5	4.5
	木材又は木製品製造業	18	15
	パルプ又は紙製造業	7.5	7
	印刷又は製本業	5	4.5
	化学工業	6.5	5
	ガラス又はセメント製造業	7.5	7.5
	コンクリート製造業	14	14
	陶磁器製品製造業	17	18
	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	7.5	7

	非鉄金属精錬業	7.5	8.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除く)	8.5	7.5
	鋳物業	18	19
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く)	14	11
	洋食器、刃物、手工工具又は一般金物製造業(めつき業を除く)	9	7.5
	めつき業	8.5	6
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	7	6.5
	電気機械器具製造業	4.5	3.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)	6	5
	船舶製造又は修理業	22	23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)	4.5	3
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	5.5	4
	その他の製造業	8	7.5
運輸業	交通運輸事業	5.5	5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	13	11
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)	13	12
	港湾荷役業	23	17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	4.5	3.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	12	12
	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13
	ビルメンテナンス業	6.5	6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	4.5	3
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	5	4

	金融業、保険業又は不動産業	4.5	3
	その他の各種事業	4.5	3

※ 平成 20 年度の確定保険料は、旧労災保険率によって申告・納付する。

(2) 労務費率の改定（則別表 2）

事業の種類の分類	事業の種類	労務費率		
		旧	新	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	道路新設事業	21%	21%	
	舗装工事業	20%	19%	
	鉄道又は軌道新設事業	23%	24%	
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	21%	21%	
	既設建築物設備工事業	21%	22%	
	機械装置の組立て	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40%	40%
	又は据付けの事業		21%	22%
	その他の建設事業		24%	24%

(3) 第 2 種特別加入保険料率の改定（則別表 5）

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第 2 種特別加入保険料率(1,000 分の)	
		旧	新
特 1	個人タクシー、個人貨物運送業者	14	14
特 2	建設業の一人親方	20	19
特 3	漁船による自営業者	46	46
特 4	林業の一人親方	51	52
特 5	医薬品の配置販売業者	6	7
特 6	再生資源取扱業者	12	13
特 7	指定農業機械従事者	5	5
特 8	職場適応訓練受講者	6	5
特 9	金属等の加工、洋食器加工作業	17	16
特 10	履物等の加工の作業	6	7
特 11	陶磁器製造の作業	17	17
特 12	動力機械による作業	4	4

特 13	仏壇、食器の加工の作業	18	18
特 14	事業主団体等委託訓練従事者	6	5
特 15	特定農作業従事者	8	9
特 16	労働組合等常勤役員	5	4
特 17	介護作業従事者	7	6

(4) 第 3 種特別加入保険料率の改定 (則 23 条の 3)

改正前	改正後
1,000 分の 5	1,000 分の 4

(5) 非業務災害率 (則 16 条 2 項)

改正前	改正後
1,000 分の 0.8	1,000 分の 0.6

継続事業に係る概算保険料・確定保険料の申告・納付期限の変更 (法 15 条、19 条)

継続事業に係る労働保険の年度更新の期限を、社会保険の標準報酬月額算定の届出の期限である 7 月 10 日に統一することで、手続きの簡素化等を図ることとされた。(平成 21 年 4 月 1 日施行)

(概算保険料、確定保険料の申告・納付期限)

改正前	改正後
保険年度の初日から 50 日以内	その保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内

一括有期事業報告書(則34条)

納期限の改正に伴い、一括有期事業に係る事業主が確定保険料の申告・納付と共に提出する一括有期事業報告書の提出期限についても、「6月1日から起算して40日以内又は保険関係が消滅した日から起算して50日以内」と規定された。(平成21年4月1日施行)

改正前	改正後
一括有期事業についての事業主は、次の保険年度の <u>初日</u> 又は保険関係が消滅した日から起算して50日以内に、一括有期事業報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。	一括有期事業についての事業主は、次の保険年度の <u>6月1日</u> から起算して40日以内又は保険関係が消滅した日から起算して50日以内に、一括有期事業報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

概算、確定保険料の延納

年度更新の期限が改正されたことに伴い、継続事業、有期事業の延納に係る納期限が改正された。(平成 21 年 4 月 1 日施行)

(1) 継続事業の延納に係る納期限 (則 27 条)

区分	第1期	第2期	第3期
期間	4月1日～7月31日	8月1日～11月30日	12月1日～翌年3月31日
申告・納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日
事務組合に委託	(6月1日から40日以内)	11月14日	翌年2月14日

(2) 有期事業 (則 28 条)

区分	第1期	第2期	第3期
期間	4月1日～7月31日	8月1日～11月30日	12月1日～翌年3月31日
申告・納期限	3月31日	10月31日	翌年1月31日

(3) 認定決定の延納 (則 29 条)

継続事業、有期事業問わず認定決定された概算保険料の延納を申請することができるが、最初の期が、「認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して 15 日以内」とされる以外は(1)、(2)に規定する納期限と同じである。

(4) 増加概算保険料の延納(則 30 条)

(1)と(2)、(3)に規定する延納をする事業主は、継続事業、有期事業問わず増加概算保険料の延納を申請することができるが、最初の期が、「増加見込日の翌日から起算して 30 日以内」とされる以外は(1)に規定する納期限と同じである。

(5) 追加徴収に係る概算保険料の延納 (則 31 条)

保険年度の中途において保険料率の引き上げが行われた場合、(1)～(4)の延納をする事業主は、申請により延納することができるが、最初の期が、「通知を発する日から起算して 30 日を経過した日」とされる以外は(1)、(2)に規定する納期限と同じである。

報奨金の交付(報奨金政令1条1項1号)

年度更新の期限が改正されたことに伴い、報奨金の交付に係る労働保険料の納付状況に関する規定が改正された。(平成21年4月1日施行)

改正前	改正後
<p><u>5月20日</u>において、前年度の労働保険料等であって、次に掲げる事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額(労働保険料に係る追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあつては、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額)の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><u>7月10日</u>において、前年度の労働保険料等であつて、次に掲げる事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額(労働保険料に係る追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあつては、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額)の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。</p> <p>(以下省略)</p>

報奨金交付の申請(報奨金省令2条)

労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出期限日が、9月15日に変更された。(平成21年4月1日施行)

改正前	改正後
<p>労働保険料に係る報奨金及び一般抛出金に係る報奨金の交付を受けようとする労働保険事務組合は、<u>7月末日</u>までに労働保険事務組合報奨金交付申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長(所轄都道府県労働局長)に提出しなければならない。</p>	<p>労働保険料に係る報奨金及び一般抛出金に係る報奨金の交付を受けようとする労働保険事務組合は、<u>9月15日</u>までに労働保険事務組合報奨金交付申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長(所轄都道府県労働局長)に提出しなければならない。</p>

健康保険法

保険者

協会の発足に伴い、さまざまな改正が行われた。(平成 20 年 10 月 1 日施行)

(1) 保険者 (法 4 条)

改正前	改正後
健康保険 (日雇特例被保険者の保険を除く) の保険者は、 <u>政府</u> 及び健康保険組合とする。	健康保険 (日雇特例被保険者の保険を除く) の保険者は、 <u>全国健康保険協会</u> 及び健康保険組合とする。

※以下、全国健康保険協会を「協会」とします。

(2) 日雇特例被保険者の保険者 (法 123 条)

改正前	改正後
日雇特例被保険者の保険の保険者は、 <u>政府</u> とする。	日雇特例被保険者の保険の保険者は、 <u>協会</u> とする。

(3) 選択届 (則 2 条 1 項)

改正前	改正後
<u>前条</u> の選択は、同時に 2 以上の事業所に使用されるに至った日から 10 日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を <u>その選択しようとする社会保険事務所長等又は健康保険組合</u> に提出することによって行うものとする。	<u>前条第 1 項</u> の選択は、同時に 2 以上の事業所に使用されるに至った日から 10 日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を <u>協会</u> を選択しようとするときは <u>社会保険事務所長等に、健康保険組合</u> を選択しようとするときは健康保険組合に提出することによって行うものとする。

(4) 健康保険組合が解散した場合 (法 26 条 4 項)

改正前	改正後
<u>政府</u> は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。	<u>協会</u> は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

協会と社会保険庁長官との業務区分

協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、一部については、社会保険庁長官が行うこととされた。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

(1) 一般の被保険者（法 5 条 2 項）

改正前	改正後
前項の規定により政府が管掌する健康保険の被保険者の事務は、社会保険庁長官が行う。	前項の規定により協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く）並びにこれらに附随する業務は、社会保険庁長官が行う。

(2) 日雇特例被保険者（法 123 条 2 項）

改正前	改正後
日雇特例被保険者の保険の被保険者の事務は、社会保険庁長官が行う。	日雇特例被保険者の保険の被保険者の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附随する業務は、社会保険庁長官が行う。

業務の連携等

社会保険庁長官と協会との連携規定、協会から市町村への事務の一部の委託規程が設けられた。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

(1) 情報の提供等（法 51 条の 2）

新設条項
社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(2) 社会保険庁長官と協会との連携（法 199 条の 2）

新設条項
社会保険庁長官及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 申請書等の回付（則 157 条の 2）

新設条項

社会保険事務所長等は、この省令の規定により協会に提出すべき書類の提出を受けた場合においては、遅滞なく、これを協会に回付するものとする。協会が、この省令の規定により社会保険事務所長等に提出すべき書類の提出を受けた場合においても、同様とする。

(4) 市町村が処理する事務等（法 203 条）

新設条項

- ①日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち社会保険庁長官が行うものの一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。
- ②協会は、市町村（特別区を含む）に対し、政令で定めるところにより、日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち協会が行うものの一部を委託することができる。

協会（法 7 条の 2～法 7 条の 42）

協会の設立等に関する様々な規定が設けられた。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

なお、特に重要でない条文は省略する。

(1) 設立及び業務等（法 7 条の 2、法 7 条の 3）

新設条項

（法 7 条の 2）（設立及び業務）

- ①健康保険組合の組合員でない被保険者に係る健康保険事業を行うため、協会を設ける。
- ②協会は、次に掲げる業務を行う。
 - (a) 第 4 章の規定による保険給付及び第 5 章第 3 節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付に関する業務
 - (b) 第 6 章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務
 - (c) 前 2 号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって法 5 条 2 項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの
 - (d) 第 1 号及び第 2 号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であって法 123 条 2 項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの
 - (e) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- ③協会は、前項各号に掲げる業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務を行う。

（法 7 条の 3）（法人格）

協会は、法人とする。

（法 7 条の 4）（事務所）

- ①協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所（以下「支部」という）を各都道府県に設置する。
- ②協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(2) 定款等

新設条項

(法7条の6) (定款)

①協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

(a) 目的

(b) 名称

(c) 事務所の所在地

(d) 役員に関する事項

(e) 運営委員会に関する事項

(f) 評議会に関する事項

(g) 保健事業に関する事項

(h) 福祉事業に関する事項

(i) 資産の管理その他財務に関する事項

(j) その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

②前項①の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

④協会は、定款の変更について②の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(法7条の7) (登記)

①協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

②前項①の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(法7条の8) (名称)

協会でない者は、全国健康保険協会という名称を用いてはならない。

(3) 役員

新設条項

(法7条の9) (役員)

協会に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

(法7条の10) (役員職務)

①理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。

②理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

③理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができる。

④監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

(法7条の11)(役員任命)

①理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

②厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、法7条の18第1項に規定する運営委員会の意見を聴かなければならない。

③理事は、理事長が任命する。

④理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(法7条の12)(役員任期)

①役員任期は3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

②役員は、再任されることができる。

(法7条の13)(役員欠格条項)

政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(法7条の14)(役員解任)

①厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

②厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(a)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(b)職務上の義務違反があるとき。

③理事長は、前項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(法7条の15)(役員兼職禁止)

役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(法7条の16)(代表権制限)

協会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(4)運営委員会

新設条項

(法7条の18)(運営委員会)

①事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ)及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

②運営委員会の委員は、9人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

<p>③前項②の委員の任期は、2年とする。</p> <p>④法7条の12第1項ただし書及び第2項の規定は、運営委員会の委員について準用する。 (法7条の19)(運営委員会の職務)</p> <p>①次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。</p> <p>(a)定款の変更</p> <p>(b)法7条の22第2項に規定する運営規則の変更</p> <p>(c)協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算</p> <p>(d)重要な財産の処分又は重大な債務の負担</p> <p>(e)法7条の35第2項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更</p> <p>(f)その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>②前項①に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。</p> <p>③前記①、②に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>

(5) 評議会

新設条項
<p>(法7条の21)(評議会)</p> <p>①協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。</p> <p>②評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所(法34条1項に規定する一の適用事業所を含む)の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長が委嘱する。</p>

(6) 運営等に関する事項

新設条項
<p>(法7条の22)(運営規則)</p> <p>①協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。</p> <p>②理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>(法7条の23)(職員の任命)</p> <p>協会の職員は、理事長が任命する。</p> <p>(法7条の25)(事業年度)</p> <p>協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(法7条の27)(事業計画等の認可)</p>

協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法 7 条の 28) (財務諸表等)

①協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の 5 月 31 日までに完結しなければならない。

②協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という)を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書(以下「事業報告書等」という)を添え、監事及び法 7 条の 29 第 2 項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後 2 月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

③財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなければならない。

④協会は、②の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び事業報告書等並びに同項の監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に着用して置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(法 7 条の 34) (重要な財産の処分)

協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(法 7 条の 35) (役員報酬等)

①協会の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

②協会は、その役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(法 7 条の 37) (秘密保持義務)

①協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

②前項①の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

(7) 報告の徴収等

新設条項

(法 7 条の 38) (報告の徴収等)

①厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

②前項①の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③前記①の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(8) 監督

新設条項

(法 7 条の 39) (監督)

- ①厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は協会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- ②協会又はその役員が前項①の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、協会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。
- ③協会が前項②の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

任意継続被保険者の資格喪失時の申出 (則 43 条)

新設条項

任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、延滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を保険者に提出しなければならない。

- ① 適用事業所に使用されるに至ったとき。
- ② 船員保険の被保険者となったとき。
- ③ 高齢者医療確保法 50 条 2 号の認定を受けたとき。

一部負担金等の割合に関する特例措置(法 74 条 1 項、法 110 条 2 項、平 20. 11. 12 保発 1112007 号)

70 歳以上の被保険者のうち、一般所得者に係る一部負担金等の法定割合は「100 分の 20」であるが、平成 20 年度の特例措置である「100 分の 10」が平成 21 年度においても継続されることとなった。

70 歳以上の被扶養者に係る家族療養費等についても、同様に「100 分の 90」の割合が継続されることとなった。

現役並み所得者に係る判定基準の変更（令 34 条）

療養の給付を受ける月の標準報酬月額が 28 万円以上の者について、現役並み所得者に該当するか、一般所得者に該当するかの区別に関する新たな判定基準が設けられた。（平成 21 年 1 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>①法 74 条 1 項 3 号の政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬月額とし、同号の政令で定める額は 28 万円とする。</p> <p>②前項①の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。 被保険者及びその被扶養者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 520 万円（当該被扶養者がいない者にあつては、383 万円）に満たない者</p>	<p>①法 74 条 1 項 3 号の政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬月額とし、同号の政令で定める額は 28 万円とする。</p> <p>②前項①の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。 (a)被保険者及びその被扶養者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 520 万円（当該被扶養者がいない者にあつては、383 万円）に満たない者 (b)被保険者【<u>その被扶養者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る）</u>がいない者であつて<u>その被扶養者であつた者（法 3 条 7 項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者であつて、同項ただし書に該当するに至つた日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同項ただし書に該当するものをいう）</u>がいるものに限る】及びその被扶養者であつた者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 520 万円に満たない者</p>

出産育児一時金（令 36 条他）

産科医療補償制度に加入している病院等でお産した場合、35 万円に 3 万を超えない範囲で保険者が定める額を加算した額を支給することとされた。（平成 21 年 1 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>（令 36 条）（出産育児一時金の金額） 法 101 条の政令で定める金額は、35 万円とする。</p>	<p>（令 36 条）（出産育児一時金の金額） 法 101 条の政令で定める金額は、35 万円とする。</p>

	<p><u>ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、35万円に、第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額とする。</u></p> <p><u>①当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故【出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ】が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。</u></p>
	<p><u>②出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。</u></p> <p>（則 86 条の 2）</p> <p>（令 36 条 1 号の厚生労働省令で定める基準）</p> <p><u>令 36 条 1 号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p><u>①体重が 2,000 グラム以上であり、かつ、在胎週数が 33 週以上であること。</u></p> <p><u>②前記①に掲げるもののほか、在胎週数が 28 週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。</u></p>

被保険者証の返納（則 51 条 5 項）

被保険者が死亡した場合の被保険者証の返納に関する規定が改定された。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

改正前	改正後
則 51 条 1 項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を社会保険事務所長等又は健康保険組合に返納しなければならない	則 51 条 1 項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を保険者に返納しなければならない。 <u>ただし、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行った者において被保険者証を返納しなければならない。</u>

高額療養費等

高額療養費等について、高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療保険制度との兼ね合いを勘案して、75 歳到達月に療養を受けた者を対象に一部改正が行われた。（平成 21 年 4 月 1 日施行）

(1) 75 歳到達月の高額療養費の自己負担限度額特例の対象者（令 41 条 4 項）

新設条項
次の①～③に規定する 75 歳到達月等に療養を受けた者が当該 75 歳到達月の高額療養費の対象となる。 ①75 歳に達し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより健康保険の被保険者の資格を喪失した者（75 歳到達前旧被保険者）が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る）に受けた療養 ②75 歳に達し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなった者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る）に受けた療養 ③75 歳到達前旧被保険者の被扶養者であった者（当該 75 歳到達前旧被保険者が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことによりその被扶養者でなくなった者に限る）が、当該 75 歳到達前旧被保険者に係る 75 歳到達月に受けた療養（70 歳に達する日の属する月の翌月以降の療養に限る）

(2) 高額療養費算定基準額

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算することとされているので、75 歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、75 歳の誕生月においては、誕生日前の医療費と誕生日後の医療費について、健康保険制度と後期高齢者医療制度でそれぞれ自己負担限度額が適用される。当該改正により、自己負担限度額は個人単位で両制度のいずれも本来額の 2 分の 1 の額が適用されることになった。ただし、75 歳の誕生日がその月の初日の場合は適用されない。なお、被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合は、その被扶養者についても特例の対象となる。

【75 歳の誕生月⇒75 歳到達月における自己負担限度額の特例】

現役並み所得者とは、標準報酬月額 28 万円以上の者をいう。

〈個人単位外来〉

所得区分	高額療養費算定基準額
一般	6,000 円
現役並み所得者(標準報酬月額 28 万円以上)	22,200 円
低所得者 I、II	4,000 円

〈個人単位(入院含む)〉

所得区分	高額療養費算定基準額
一般	22,200 円
現役並み所得者(標準報酬月額 28 万円以上)	40,050 円 + (医療費 - 133,500 円) × 1% 〈多数回該当(22,200 円)〉
低所得者 II	12,300 円
低所得者 I	7,500 円

「75 歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、通常の限度額(75 歳の誕生月以外のもの)で世帯合算を行う。

(3) 特定疾病(令 42 条 8 項)

特定疾病に係る 75 歳到達月の高額療養費算定基準額についても、原則額の 2 分の 1 ずつを負担することになる。

国庫補助(法 153 条)

従来、政府管掌健康保険において行われていた国庫補助は、協会管掌健康保険においても同様におこなわれることとなった。(平成 20 年 10 月 1 日施行)

改正前	改正後
<p>①国庫は、法 151 条に規定する費用のほか、<u>政府が管掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする)の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額)に 1,000 分の 164 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合(当分の間、1,000 分の 130)を乗じて得た額を補助する。</u></p> <p>②国庫は、法 151 条及び①に規定する費用のほか、<u>健康保険の保険者である政府</u>が拠出すべき前期高齢者納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く)及び後期高齢者支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く)並びに介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く)の納付に要する費用の額の合算額(当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額)に政令で定める割合(当分の間、1,000 分の 164)を乗じて得た額を補助する。</p>	<p>①国庫は、法 151 条に規定する費用のほか、<u>協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする)の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額)に 1,000 分の 164 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合(当分の間、1,000 分の 130)を乗じて得た額を補助する。</u></p> <p>②国庫は、法 151 条及び①に規定する費用のほか、<u>協会</u>が拠出すべき前期高齢者納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く)及び後期高齢者支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く)並びに介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く)の納付に要する費用の額の合算額(当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額)に政令で定める割合(当分の間、1,000 分の 164)を乗じて得た額を補助する。</p>

保険料等（法 155 条）

協会が発足したことともない保険料の徴収方法について、新たに規定が設けられた。
（平成 20 年 10 月 1 日施行）

改正前	改正後
<u>保険者</u> は、健康保険事業に要する費用【前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、法 173 条の規定による拠出金（日雇拠出金）の納付に要する費用を含む】に充てるため、保険料を徴収する。	① <u>保険者等</u> は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、法 173 条の規定による拠出金（日雇拠出金）の納付に要する費用を含む）に充てるため、保険料を徴収する。 ②前記①の規定にかかわらず、 <u>協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。</u>

保険料の一部納付（法 159 条の 2）

事業主から、保険料の一部納付があった場合の規定が設けられた。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

新設条項
社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法 81 条に規定する保険料（厚生年金保険料）及び児童手当法 20 条に規定する拠出金（児童手当拠出金）の一部の納付があったときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

協会の保険料率（法 160 条）

これまでの一律の保険料率から、都道府県単位の保険料率に移行することとされた。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

(1) 都道府県単位保険料率の算定基準等

（法 160 条 1 項）

改正前	改正後
政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、 <u>1,000 分の 82</u> とする。	<u>協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1,000 分の 30 から 1,000 分の 100 までの範囲内において、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ）を単位として協会が決定するものとする。</u>

(法 160 条 2 項、3 項)

新設条項

(法 160 条 2 項)

前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という）は、当該支部被保険者に適用する。

(法 160 条 3 項)

都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

①法 52 条 1 号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する法 153 条 1 項の規定による国庫補助の額を除く）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

②保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額【法 153 条及び法 154 条の規定による国庫補助の額（前号①の国庫補助の額を除く）並びに法 173 条の規定による拠出金の額を除く】に総報酬按分率【当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう】を乗じて得た額

③保健事業及び福祉事業に要する費用の額（法 154 条の 2 の規定による国庫補助の額を除く）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（法 151 条の規定による国庫負担金の額を除く）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

(2) 財政の調整 (法 160 条 4 項)

新設条項

協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

(3) 収支の見通しの作成及び公表（法 160 条 5 項）

新設条項

協会は、2 年ごとに、翌事業年度以降の 5 年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

(4) 都道府県単位保険料率の変更（法 160 条 6 項～9 項）

新設条項

（法 160 条 6 項）

協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

（法 160 条 7 項）

支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

（法 160 条 8 項）

協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（法 160 条 9 項）

厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

(5) 厚生労働大臣による変更（法 160 条 10 項～12 項）

新設条項

（法 160 条 10 項）

厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不相当であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

（法 160 条 11 項）

厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

（法 160 条 12 項）

法 160 条 9 項の規定は、前項の規定により行う都道府県単位保険料率の変更について準用する。

(6) 保険料率の定義（法 160 条 14 項、16 項）

改正前	改正後
<p>(法 160 条 14 項)</p> <p>特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（<u>政府</u>が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から法 153 条及び法 154 条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の<u>標準報酬月額</u>の<u>総額</u>及び<u>標準賞与額の総額</u>の<u>合算額</u>の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。</p> <p>(法 160 条 16 項)</p> <p>介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の額（<u>政府</u>が管掌する健康保険においては、その額から法 153 条 2 項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第 2 号被保険者である被保険者の<u>標準報酬月額</u>の<u>総額</u>及び<u>標準賞与額の総額</u>の<u>合算</u>の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。</p>	<p>(法 160 条 14 項)</p> <p>特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（<u>協会</u>が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から法 153 条及び法 154 条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の<u>総報酬額</u>の<u>総額</u>の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。</p> <p>(法 160 条 16 項)</p> <p>介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の額（<u>協会</u>が管掌する健康保険においては、その額から法 153 条 2 項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第 2 号被保険者である被保険者の<u>総報酬額</u>の<u>総額</u>の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。</p>

〈現在の保険料率〉

一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
8.2%	3.2%	5.0%

※保険料率は、現在一律だが、平成 21 年 9 月分からは、都道府県単位の保険料率となる。

〈介護保険料率〉（全国一律）

平成 21 年 3 月分（任意継続被保険者は 4 月分）から次のように改定された。

改正前	改正後
1.13%	1.19%

(7) 通知（法 160 条 17 項）

新設条項
協会は、法 160 条 14 項及び 15 項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

準備金（法 160 条の 2、令 46 条）

準備金の積立ての規定が、健康保険組合だけでなく協会に対しても義務付けられた。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

新設条項
(法 160 条の 2) 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。
(令 46 条) ①協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（法 153 条及び法 154 条の規定による国庫補助の額を除く）の一事業年度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。
②健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内において行った保険給付に要した費用の額の一事業年度当たりの平均額の 12 分の 3 に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

日雇特例被保険者に係る保険料率等（法 168 条）

日雇特例被保険者に係る保険料率の規定において、平均保険料率（各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう）が設けられた。（平成 20 年 10 月 1 日施行）

改正前	改正後
日雇特例被保険者に関する保険料額は、1 日につき、次に掲げる額の合算額とする。 ①その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額	日雇特例被保険者に関する保険料額は、1 日につき、次に掲げる額の合算額とする。 ①その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額

<p>(a) <u>標準賃金日額に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率</u>と介護保険料率とを合算した率（介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、<u>一般保険料率</u>）を乗じて得た額</p> <p>(b) 上記(a)に掲げる額に100分の31を乗じて得た額</p> <p>②賞与額【その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が40万円（法124条2項の規定による標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ）を超える場合には、40万円とする】に<u>政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率</u>と介護保険料率とを合算した率（介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、<u>一般保険料率</u>）を乗じて得た額</p>	<p>(a) <u>標準賃金日額に平均保険料率と介護保険料率とを合算した率</u>（介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、<u>平均保険料率</u>）を乗じて得た額</p> <p>(b) 上記(a)に掲げる額に100分の31を乗じて得た額</p> <p>②賞与額【その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が40万円（法124条2項の規定による標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ）を超える場合には、40万円とする】に<u>平均保険料率と介護保険料率とを合算した率</u>（介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、<u>平均保険料率</u>）を乗じて得た額</p>
---	---

保険医療機関等の指定の拒否等(法65条3項5号、法89条4項7号)

新たに保険医療機関等の指定拒否事由が追加された。（平成20年4月1日施行）

新設条項
<p>(法65条3項5号) (保険医療機関又は保険薬局の指定拒否事由)</p> <p>当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（国民健康保険税を含む。以下「社会保険料」という）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。指定訪問看護事業者の指定において同じ）を引き続き滞納している者であるとき。</p> <p>(法89条4項7号) (指定訪問看護事業者の指定拒否事由)</p> <p>申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。</p>

現物給与の評価額(法 125 条 2 項)

賃金日額算定の場合における現物給与の評価額の決定は、従来、社会保険庁長官が行うこととされていたが、改正により厚生労働大臣が行うこととされた。(平成 20 年 10 月 1 日施行)

改正前	改正後
法 125 条 1 項の賃金日額を算定する場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その評価額は、その地方の時価により、 <u>社会保険庁長官</u> が定める。	法 125 条 1 項の賃金日額を算定する場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その評価額は、その地方の時価により、 <u>厚生労働大臣</u> が定める。

指定健康保険組合の指定要件 (令 29 条)

財政の健全化計画の作成に係る指定健康保険組合に関しての要件である財源率が、従来は「1,000 分の 100」を超える状態が継続する健康保険組合とされていたが、改正され「1,000 分の 95」を超える状態が継続する健康保険組合とされた。(平成 20 年 10 月 1 日施行)

罰則

罰則について一部改正が行われた。(平成 20 年 10 月 1 日施行)

(1) 秘密保持に関する罰則 (法 207 条の 2)

改正前	改正後
法 199 条の 2 の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。	法 7 条の 37 第 1 項(協会の役員又は職員に係る秘密保持義務の規定)(同条第 2 項及び法 22 条の 2 において準用する場合を含む(健康保険組合における準用規定))の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(2) 全国健康保険協会に関する罰則 (法 212 条の 2)

新設条項
(法 212 条の 2) 法 7 条の 38 第 1 項の規定(報告の徴収等)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は法 7 条の 39 第 1 項の規定(厚生労働大臣による違反の是正又は改善命令)による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

国民年金法

平成 21 年度の保険料と年金額

平成21年度における保険料と年金額は次のとおりとなった。（平成21年4月1日施行）

(1) 保険料 (法 87 条 3 項他)

平成 21 年度の保険料の額は、14,700 円であったが保険料改定率が 0.997 となったため平成 21 年度の保険料の額は、14,660 円となった。

第 1 号被保険者の保険料の額	14,660 円
保険料改定率	0.997

(2) 年金額

①平成 21 年度における改定率の改定

平成 21 年度の改定率は、「1.006」とされた。

②平成 21 年度の年金額

平成 21 年度の物価スライド率は、平成 20 年度と同じ 0.985 である。

平成 21 年度は、物価スライド特例措置が適用されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われない。また、平成 21 年度の物価スライド特例措置による年金額は、据え置かれている。

(a) 老齢基礎年金【満額の年金額】

本来の法定額	$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$
物価スライド特例措置による額	$804,200 \text{ 円} \times 0.985 \div 792,100 \text{ 円}$

(b) 障害基礎年金

(イ) 基本額

【本来の法定額の基本額】

障害等級 1 級	$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} \times 1.25$
障害等級 2 級	$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$

【物価スライド特例措置による基本額】

障害等級 1 級	$804,200 \text{ 円} \times 0.985 \times 1.25 \div 990,100 \text{ 円}$
障害等級 2 級	$804,200 \text{ 円} \times 0.985 \div 792,100 \text{ 円}$

(ロ) 子の加算額（子 1 人あたりの額）

【本来の法定額の子の加算額】

第 1 子、第 2 子	$224,700 \text{ 円} \times \text{改定率}$
第 3 子以降	$74,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$

【物価スライド特例措置による子の加算額】

第 1 子、第 2 子	$231,400 \text{ 円} \times 0.985 \div 227,900 \text{ 円}$
第 3 子以降	$77,100 \text{ 円} \times 0.985 \div 75,900 \text{ 円}$

(c) 遺族基礎年金

(イ) 基本額

本来の法定額	780,900円×改定率
物価スライド特例措置による額	804,200円×0.985≒792,100円

(ロ) 子の加算額 (子1人あたりの額)

【本来の法定額の子の加算額】

第1子、第2子	224,700円×改定率
第3子以降	74,900円×改定率

【物価スライド特例措置による子の加算額】

第1子、第2子	231,400円×0.985≒227,900円
第3子以降	77,100円×0.985≒75,900円

(d) 振替加算

本来の法定額	224,700円×改定率
物価スライド特例措置による額	231,400円×0.985≒227,900円

脱退一時金

改正により、基準月が平成21年度に属する場合の脱退一時金の支給額が次のとおりとなった。(平成21年4月1日施行)

対象月数	金額
6月以上12月未満	43,980円
12月以上18月未満	87,960円
18月以上24月未満	131,940円
24月以上30月未満	175,920円
30月以上36月未満	219,900円
36月以上	263,880円

ねんきん定期便

年金問題の反省を踏まえて、社会保険庁は、年金加入記録や年金見込額などの情報を「ねんきん定期便」として届けることとされた。(平成21年4月1日施行)

※ 送付対象となる者は、国民年金及び厚生年金の被保険者である。また、当該送付は、平成21年4月1日より開始され、送付の周期は、毎年の個々の誕生日である(1日生まれの者には、誕生日の前月に送付され、4月1日生まれの場合は、平成22年3月が初回の送付となる)。

通知内容

平成 21 年度

①年金加入期間

②年金見込額

(a) 50 歳未満⇒加入実績に応じた年金見込額

(b) 50 歳以上⇒「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

※既に年金受給中(全額停止含む)の者には、年金見込額の通知はしない。

③保険料の納付額

④年金加入履歴

⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額

⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況

平成 22 年度以降

①35 歳、45 歳、58 歳の者⇒平成 21 年度に記載した①～⑥の記録を更新して通知

②上記①以外の者⇒平成 21 年度に記載した①～③について、記録を更新して通知し、⑤及び⑥について、直近 1 年分を通知

◆国民年金（国民年金法施行規則 15 条の 2）

保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知

①国民年金法 14 条の 2 の規定(被保険者に対する情報の提供)による社会保険庁長官の通知は、次の(a)～(c)に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。ただし、厚生年金保険法施行規則 12 条の 2 の規定による社会保険庁長官の通知が行われる場合は、この限りでない。

(a) 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(イ) 第 1 号被保険者としての被保険者期間

⇒被保険者期間の月数、最近 1 年間の被保険者期間（平成 21 年度については、すべての被保険者期間）における保険料の納付状況及び被保険者期間における保険料の納付状況に応じた保険料の総額

(ロ) 第 2 号被保険者としての被保険者期間（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。②において同じ）

⇒厚生年金保険法施行規則 12 条の 2 第 1 項 1 号から 3 号までに掲げる事項

(ハ) 第 3 号被保険者としての被保険者期間

⇒被保険者期間の月数

(b) 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の額の見込額

(c) その他必要な事項

②前記①の規定にかかわらず、①の規定により通知が行われる被保険者が 35 歳、45 歳及び 58 歳に達する日の属する年度における①の通知は、当該被保険者に係る(a)、(b)、(c)に掲

げる事項（最近1年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び厚生年金保険法施行規則12条の2第1項2号に掲げる事項を除く）のほか、次の(a)、(b)に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

(a)被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更の履歴（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く）

(b)すべての第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに第2号被保険者としての被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

◆厚生年金保険（則12条の2）

保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知

①法31条の2の規定（被保険者に対する情報の提供）による社会保険庁長官の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

(a)被保険者期間の月数

(b)最近1年間の被保険者期間（平成21年度については、すべての被保険者期間）における標準報酬月額及び標準賞与額

(c)被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る）の総額

(d)国民年金法施行規則15条の2第1項1号（ロを除く）に掲げる事項

(e)老齢基礎年金及び老齢厚生年金の額の見込額

(f)その他必要な事項

（平成21年度については、国民年金に記載した②の(a)についても通知する）

②前記①の規定にかかわらず、①の規定により通知が行われる被保険者が35歳、45歳及び58歳に達する日の属する年度における①の通知は、当該被保険者に係る(a)～(f)に掲げる事項（①の(b)に掲げる事項及び最近1年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く）のほか、次の(a)、(b)に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

(a)国民年金法施行規則第15条の2第2項1号に掲げる事項

(b)すべての国民年金法7条1項1号に規定する第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

厚生年金保険法

平成 21 年度の年金額等（平成 21 年 4 月 1 日施行）

(1) 平成 21 年度における再評価率

平成 21 年度の再評価率は、「1.006」とされた。

(2) 平成 21 年度の年金額

平成 21 年度の物価スライド率は、平成 20 年度と同じ 0.985 である。

平成 21 年度は、物価スライド特例措置が適用されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われない。また、平成 21 年度の物価スライド特例措置による年金額は、据え置かれている。

(3) 老齢厚生年金の従前額保障における従前額改定率

改正前	改正後
0.998	1.007

保険料率等（平成 21 年 4 月 1 日施行）

(1) 保険料率の改定

平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの月分の保険料率は次のとおりとされた。

※基金加入者を除く

一般の被保険者（第 1 種、第 2 種、第 4 種）	15.35%
第 3 種被保険者（坑内員）・船員任意継続被保険者	16.20%
JT に使用される被保険者	15.55%
JR に使用される被保険者	15.69%

現物給与の価額（法 25 条）

現物給与の価額の評価額の決定に関する権限が、厚生労働大臣に変更された。（平成 21 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、 <u>社会保険庁長官</u> が定める。	報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、 <u>厚生労働大臣</u> が定める。

労務管理その他の労働に関する一般常識

職業安定法（平成 21 年 1 月 19 日施行）

採用内定取消しを行った企業名の公表（則 17 条の 4）

学生生徒等の適切な職業選択に資するため、採用内定取消しを行った企業名の公表の規定が設けられた。

新設条項

①厚生労働大臣は、採用内定の取消し、又は撤回する旨の通知の内容（当該取消し又は撤回の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く）が、厚生労働大臣が定める場合に該当するとき（倒産により新規学卒者に係る翌年度の募集又は採用が行われないことが確実な場合を除く）は、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう学生生徒等に当該報告の内容を提供するため、当該内容を公表することができる。

②公共職業安定所は、①の規定による公表が行われたときは、その管轄区域内にある適当と認める学校に、当該公表の内容を提供するものとする。

障害者雇用促進法（平成 21 年 4 月 1 日施行）

(1) 雇用義務等に基づく雇用の促進等

①企業グループ算定特例

特例子会社（障害者の雇用に特別の配慮をした子会社）でない場合であっても、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度が創設された。

〈関係子会社に雇用される労働者に関する特例(法 45 条の 2 第 1 項)〉

新設条項

事業主であって、当該事業主及びそのすべての子会社の申請に基づいて当該事業主及び当該申請に係る子会社（以下「関係子会社」という）について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「関係親事業主」という）に係る法 43 条 1 項及び 5 項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

(a) 当該事業主が法 78 条各号に掲げる業務を担当する者(障害者雇用推進者)を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該関係子会社についても同条 1 号に掲げる業務を行うこととしていること。

(b) 当該事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

(c) 当該関係子会社が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

(d) 当該関係子会社がその雇用する身体障害者もしくは知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有し、又は他の関係子会社が雇用する身体障害者もしくは知的障害者である労働者の行う業務に関し、その行う事業と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係もしくは営業上の関係が緊密であること。

上記(c)において、各子会社が最低限雇用すべき水準として、厚生労働大臣が定める数の障害者を雇用することを要件としているが、次のように規定されている。

(イ) 厚生労働大臣が定める数は、事業主の雇用する労働者（法 43 条 1 項に規定する労働者をいう）の数に 100 分の 1.2 を乗じて得た数とする（1 人未満の端数切り捨て）。

(ロ) ただし、事業主の雇用する労働者の数が 300 人以下である場合は、次の表に掲げる数とする。

事業主の雇用する労働者の数	厚生労働大臣が定める数
167 人未満	0 人
167 人以上 250 人未満	1 人
250 人以上 300 人以下	2 人

※関係子会社の特例が適用される場合についても、重度身体障害者等に関する 2 人カウントの規定は適用される。

②事業協同組合等算定特例等

中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する仕組みを創設したものであり、事業共同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定できる制度が規定された。

〈特定事業主に雇用される労働者に関する特例(法 45 条の 3 第 1 項、2 項)〉

新設条項

(a) 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主【その雇用する労働者の数が常時法 43 条 5 項の厚生労働省令で定める数（56 人）以上である事業主に限り、法 44 条 1 項、法 45 条 1 項、法 45 条の 2 第 1 項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という】の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という）に係る法 43 条 1 項及び 5 項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

(イ) 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者が行う業務に関し、当該事業協同組合等の行う事業と当該特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。

(ロ) 当該事業協同組合等の定款、規約その他これらに準ずるものにおいて、当該事業協同組合等が法 53 条 1 項の障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者又

は知的障害者である労働者の雇用状況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

(ハ)当該事業協同組合等が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定に関する事業（雇用促進事業）を適切に実施するための計画（以下この号及び同項において「実施計画」という）を作成し、実施計画に従って、当該身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

(二)当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。

(ホ)当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

(ヘ)当該特定事業主が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

(b)この条において「事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であって厚生労働省令で定めるものをいう。

当該特例においては、その中心となる事業協同組合等について、特例子会社同様、適正な雇用管理が確保されるとともに、厚生労働大臣が定める数の障害者を雇用することを要件としているが、次のように規定されている。

(i)上記(二)に規定する厚生労働大臣が定める数及び率

厚生労働大臣が定める数	1人
厚生労働大臣が定める率	100分の20

(ii)上記(ヘ)において規定する厚生労働大臣が定める数

事業主の雇用する労働者の数	厚生労働大臣が定める数
167人未満	0人
167人以上250人未満	1人
250人以上300人以下	2人

上記(b)における事業協同組合等とは、事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合をいう。

(2) 障害者雇用調整金等の分割支給(法 50 条 4 項)

「親事業主、子会社もしくは関係会社」、「関係親事業主もしくは関係子会社」又は「特定組合等もしくは特定事業主」に対しても、障害者雇用調整金及び障害者雇用報奨金を支給することができるものとされた。

改正前	改正後
親事業主に係る第 1 項の規定の適用については、機構は、当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して調整金を支給することができる。	親事業主、 <u>関係親事業主又は特定組合等</u> に係る法 50 条 1 項の規定の適用については、機構は、 <u>厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社もしくは当該関係会社、当該関係親事業主もしくは当該関係子会社又は当該特定組合等もしくは当該特定事業主</u> に対して調整金を支給することができる。

次の(a)～(c)に掲げる事業主に対して調整金を支給する場合には、調整金の額を分割して支給することができる。ただし、その支給する事業主の数は、10 以内とされている。

(a) 親事業主⇒親事業主、子会社及び法 45 条 1 項に規定する関係会社

(b) 関係親事業主⇒関係親事業主及び法 45 条の 2 第 1 項に規定する関係子会社

(c) 特定組合等⇒特定組合等及び法 45 条の 3 第 1 項に規定する特定事業主

※障害者雇用調整金の支給については、各算定特例(子会社、企業グループ、事業協同組合等)の中で、分割して支給できるようになったが、1 特例につき分割支給先は、10 社以下との制限がつけられている。

次世代育成支援対策推進法(平成 21 年 4 月 1 日施行)

事業主は、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(都道府県労働局長に権限委任有り)に届け出ることが義務付けられているが、さらなる環境の整備を図るため、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策の推進を目的として改正が行われた。

行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(法 12 条)

(参考)【一般事業主行動計画】

(1) 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という)であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(2) 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

上記の一般事業主行動計画に以下の規定が追加された。

①公表

新設条項
(a) 上記(1)に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
(b) 上記(2)に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

②周知

新設条項
(a) 一般事業主行動計画(1)に規定する一般事業主は、当該行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
(b) 一般事業主行動計画(2)に規定する一般事業主は、当該行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

一般事業主行動計画の公表、従業員への周知が、従業員 101 人以上の企業は義務(101 人以上 300 人以下の企業は平成 23 年 3 月 31 日までは努力義務)、100 人以下の企業は努力義務となる。なお、平成 21 年 3 月 31 日までに策定、変更した行動計画については義務ではないので、自らの判断に委ねられている。

企業規模	平成 21 年 4 月 1 日以降	平成 23 年 4 月 1 日以降
301 人以上企業	義務	義務
101 人以上 300 人以下企業	努力義務	
100 人以下企業		努力義務

労働組合法（平成 20 年 10 月 1 日施行）

船員労働委員会の廃止に伴う改正（法 19 条 2 項）

旧法	新法
労働委員会は、中央労働委員会、 <u>船員中央労働委員会</u> 、都道府県労働委員会及び <u>船員地方労働委員会</u> とする。	労働委員会は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会とする。

最低賃金法（平成 20 年 7 月 1 日施行）

(1) 目的（法 1 条）

改正により、最低賃金法は、地域別最低賃金を原則とすることとされた。

改正前	改正後
この法律は、賃金の低廉な労働者について、 <u>事業もしくは職業の種類又は地域に応じ</u> 、賃	この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条

<p>金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
--	---

(2) 最低賃金額（法3条）

最低賃金額は、時間によって定めることとされた。

改正前	改正後
<p>最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ)は、時間、<u>日、週又は月</u>によって定めるものとする。</p>	<p>最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ）は、時間によって定めるものとする。</p>

(3) 最低賃金の競合（法6条）

地域別最低賃金額において定める最低賃金額について、罰則の規程の適用があるものとされた。

新設条項
<p>①労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより法4条（最低賃金）の規定を適用する。</p> <p>②上記①の場合においても、法9条1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、法4条1項及び法40条(罰則)の規定の適用があるものとする。</p>

法40条においては、法4条1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る）は、50万円以下の罰金に処するとされており、特定最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されず、労働基準法24条の賃金の全額払違反の罰則（労働基準法120条に定め、30万円以下の罰金）が適用される。

(4) 最低賃金の減額の特例（法7条、則3条2項）

すべての労働者に最低賃金を適用する趣旨より、従来の適用除外規定が廃止され、減額特例許可規定が設けられた。

改正前	改正後
<p>次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定めがある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、<u>法5条の規定は、適用しない</u></p>	<p><u>使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、</u>次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働</p>

<p>①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者</p> <p>②試の使用期間中の者</p> <p>③職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定める者</p> <p>④所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者</p>	<p><u>働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用する。</u></p> <p>①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者</p> <p>②試の使用期間中の者</p> <p>③職業能力開発促進法第24条1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定める者</p> <p>④軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者</p>
--	---

(5) 周知義務（法8条）

新設条項
<p>最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。</p>

当該規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る）は、30万円以下の罰金に処せられる。

(6) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、各都道府県において、産業や業種にかかわらず決定されるものであり、原則、その都道府県内において働くすべての労働者とその使用者に対して適用される。

①原則（法9条）

新設条項
<p>(a) 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。</p> <p>(b) 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。</p> <p>(c) 前記(b)の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。</p>

②決定（10条）

新設条項
<p>厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、最低賃金審議会（中央又は地方）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。</p>

(7) 特定最低賃金（法 15 条）

特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されているものである。

新設条項

①労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

②厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

(8) 派遣中の労働者（法 13 条、法 18 条）

派遣労働者については、派遣先の地域、産業に適用される最低賃金が適用される。

新設条項

（法 13 条）（地域別最低賃金）

派遣中の労働者については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により最低賃金の効力を適用する。

（法 18 条）（特定最低賃金）

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により最低賃金の効力の規定を適用する。

(9) 監督機関に対する申告（法 34 条）

新設条項

①労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

②使用者は、①の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

社会保険に関する一般常識

国民健康保険法

保険料の滞納により、被保険者資格証明書の交付を受けた世帯の15歳年度末（中学生以下）の子供に対し臨時の保険証を発行することで、保険医療機関にかかることの多い子供の無保険状態を解消するための制度が設けられた。（平成21年4月1日施行）

(1) 被保険者資格証明書の交付（法9条6項）

改正前	新法
<p>前項（法9条5項における被保険者証返還）の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者があるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証）を交付する。</p>	<p>前項（法9条5項における被保険者証返還）の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に<u>ある者</u>を除く）に係る被保険者資格証明書【その世帯に属する<u>被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く）にあつては、有効期間を6月とする被保険者証）</u>、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に<u>ある者であるときはそれらの者に係る被保険者証</u>】を交付する。</p>

(2) 一部負担金等

①70歳代前半の一部負担金等（平成21年4月1日施行）

70歳から74歳である一般所得者に係る一部負担金等の割合は、平成21年度においても10分の1とされた。

②所得基準の見直し（平成21年1月1日施行）

課税所得が145万円以上かつ収入の額が383万円以上であり、その属する世帯に他の被保険者がいない者であって、特定同一世帯所属者がいるものについて、その者及び特定同一世帯所属者の収入の合計額が520万円に満たない者は、一般所得者とする事とされた。
※特定同一世帯所属者とは、同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者をいい、高齢者医療確保法の規定による被保険者に該当したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。

介護保険法

(1) 介護給付・予防給付及び介護予防事業の費用の負担の見直し（法121条～124条）（平成21年4月1日施行）

介護給付、予防給付及び介護予防事業に要する費用に係る第2号被保険者負担率が見直された。

（介護給付・予防給付及び介護予防事業の費用の負担）

公費（50%）	国	定率20%＋調整交付金5% （定率15%＋調整交付金5%）
	都道府県	12.5%（17.5%）
	市町村	12.5%
保険料（50%）	第1号被保険者	20%
	第2号被保険者	30%

高齢者医療確保法

所得基準の見直し（令7条）（平成21年4月1日施行）

課税所得が145万円以上かつ収入の額が383万円以上であり、その属する世帯に他の被保険者がいない者であって、70歳以上75歳未満の加入者がいるものについて、その者及び加入者の収入の合計額が520万円に満たない者は、一般所得者とする事とされた。

社会保険労務士法

(1) 登録拒否事由（法 14 条の 7 第 3 号）（平成 21 年 4 月 1 日施行）

社会保険労務士の登録拒否事由が追加された

新設条項
労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む）について、法 14 条の 5 の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料に限る）を引き続き滞納している者

(2) 報酬の基準を明示する義務（則 12 条の 10、則 12 条の 11）（平成 21 年 4 月 1 日施行）

依頼者に対し報酬の基準を示さなければならないことが定められた。

新設条項
<p>(則 12 条の 10) (報酬の基準を明示する義務)</p> <p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法 2 条 1 項各号に掲げる事務(社会保険労務士法人にあっては、則 17 条の 3 に規定する事務を含む)を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない。</p> <p>(則 12 条の 11) (業務の公正保持等)</p> <p>①社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、依頼を誘致するに際し、その業務の内容、報酬その他の依頼をしようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項（重要事項）につき、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げない行為その他の不正又は不当な行為をしてはならない。</p> <p>②社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、その業務について広告をするときは、重要事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。</p>

『社労士過去問 力の3000題(2009年受験用)』正誤表

頁	問題／解答・解説	番号	誤	正
第1章 労働基準法				
41	解答	149	×	○
第4章 雇用保険法				
267	解説	198	解説文全文さしかえ	設問の場合、同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である場合は、短期雇用特例被保険者のままであり、高年齢継続被保険者とならない。同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上となるに至ったときは、その1年以上雇用されるに至った日以後に、高年齢継続被保険者となる。
273	解答	225	○	×
第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律				
343	解答	172	○	×
第6章 健康保険法				
396	問題	136	事業主	被保険者
406	問題	190	75歳	73歳
第8章 厚生年金保険法				
587	解説	129	昭和19年4月1日以前	昭和9年4月2日から昭和19年4月1日まで
599	解説	178	経過的寡婦加算	経過的加算
第10章 社会保険に関する一般常識				
742	問題	135	居宅支援福祉用具購入費	介護予防福祉用具購入費
743	解説	135	居宅支援福祉用具購入費	介護予防福祉用具購入費